

平成 24 年度 愛知県被災者支援センターが取り組む事業について

(1) 市町村及び地域における受入被災者支援体制の構築支援

- ① 市町村に対して個別訪問を行い、昨年度の実績報告や被災者に関する個別情報を提供しながら、原則として市町村が主体となった支援体制の構築を支援する。
- ② 上記に関わらず、必要に応じて県内を複数の地域（名古屋、尾張（海部・知多）、西三河、東三河）に分けた当該地域単位での支援体制の構築を支援する。また市町村に対する愛知県被災者支援センター内の主な担当は NPO の地域性を考慮して以下の通りとし、当該市町村の社会福祉協議会や地域支援団体等にも参画・協力を要請するなど、当該市町村にとって一番効果的な支援体制の構築を考える。

NPO	地域	備考
レスキューストックヤード	名古屋、尾張（海部・知多）	名古屋は東日本大震災ボランティアセンターなごやと連携
ボラみみより情報局		
NPO 愛知ネット	西三河、東三河	岡崎まち育てセンターりたは岡崎市中心
岡崎まち育てセンターりた		

- ③ 市町村の見守り活動等の実施協力に中心的な役割を担い、人材の養成を行うため、上半期に 1 回、下半期に 2 回の研修会を実施する。
- ④ 市町村が見守り活動等を実施する場合には、要請に基づき、被災者に有為な専門家等の派遣調整を行う。専門家等の候補は今年度実績を基に以下のメンバーが考えられる。

弁護士、司法書士、社会保険労務士、税理士、臨床心理士、行政書士、医師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、健康管理に関する専門家、就労支援に関する専門家など

(2) 受入被災者への情報提供を始めとする、受入被災者の避難生活の安定に資する支援事業

- ① 昨年度同様、時節のトピックや避難者情報などを盛り込んだ機関誌「おあぞら」を発行する。また、被災地の地元新聞の切り抜き情報、後述する各種支援物資やイベントへの招待等の情報も同封する。
- ② 受入被災者相互及び受入被災者と各種支援組織とが交流する場を提供する。
- ③ 上記と合わせて、受入被災者の抱える様々な諸問題に対処するため、各種専門家の派遣手配、相談窓口の開設、相談の開催等を行う。
- ④ 個々の受入被災者の実状に配慮し、受入被災者の生活再建に向けた個別支援に心がけるため、以下の専門家や支援者で構成するパーソナルサポート支援チームを構成する。月 2 回程度の会議を行い、諸問題の課題解決や課題提起、提案を行う。

愛知県弁護士会、愛知県司法書士会、法テラス愛知、愛知県社会福祉協議会、愛知教育大学心理相談室、大学生協、医療生協、名古屋大学（社会学黒田研究室）、総務省行政相談室、コープあいち、レスキューストックヤード、その他ボランティア等

(3) 市町村及び地域における受入被災者のニーズ把握及び受入被災者の孤立防止のために行う事業の実施支援

- ① 1-①で示した情報提供および、2 で実施する交流会等で知り得た受入被災者の生活状況や課題等を当該受入被災者の居住する市町村に伝え、支援につなげる。
- ② 市町村及び地域が 2 に掲げる事業を実施する場合にその実現に向けた協力を行う。

(4) 県民、企業等からの受入被災者への各種支援に係る申し出内容の実現協力

- ① 県民、企業等からの生活支援品の提供及び元気回復に資するイベントへの招待等、各種の申し入れに対応する。
- ② 受入被災者全世帯を対象とする物品等の提供があった場合には、生協やボランティア等の協力によりできる限り個別訪問し、直接お届けすることで感じる会話の抑揚や顔色、身だしなみや健康状態など、暮らしの実態等について知り得た情報を 3-①で活用する。

(5) その他

- ① 愛知県被災者支援センターの開設業務
 - ・ 設置場所：愛知県東大手庁舎 1 階 会議室 C
 - ・ 開設時間：原則として月曜日から金曜日の午前 10 時から午後 5 時までとし、特別に必要な場合は土日、祝日も開設することとする。
- ② ホームページを開設し、市町村、被災者、支援者等が必要とする情報を提供する。

※ 個人情報の扱いについては、効果的な支援の実施のため、関係者間で個人情報の共有に努めると同時に、個人情報に関する法令等を遵守し、個人情報の適切な管理に十分配慮し、本事業で個人情報を扱うすべての者に対して、その取り扱いに関する誓約書に署名させるなど、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た秘密を他に漏らさぬよう留意する。

○スケジュール

月		2012								2013		
事業		5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
1-①	市町村個別訪問	●	●	●								
1-②	地域別体制構築	●	●	●								
1-③	人材の養成			●			●			●		
1-④	専門家派遣	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時
2-①	あおぞら発行	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2-②	交流の場	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	●	随時
2-③	相談の開催	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時
2-④	PS 支援チーム	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3-①	市町村への伝達	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時
3-②	市町村への協力	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時
4-①	各種申し入れ	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時
4-②	全世帯配布				●					●		
5-①	センター開設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
5-②	ホームページ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

■愛知県被災者支援センター

〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 3-2-1 愛知県東大手庁舎 1 階
 電話:052-954-6722 FAX: 052-954-6993 E-mail:center@aichi-shien.net

愛知県被災者支援センター運営委託：レスキューストックヤード（総括）、ボラみみより情報局、岡崎まち育てセンター・りた、NPO 愛知ネット（昨年度より継続）、協力：愛知県社会福祉協議会、コープあいち、所管：愛知県地域支援対策本部被災者受入対策プロジェクトチーム

愛知県被災者支援センター

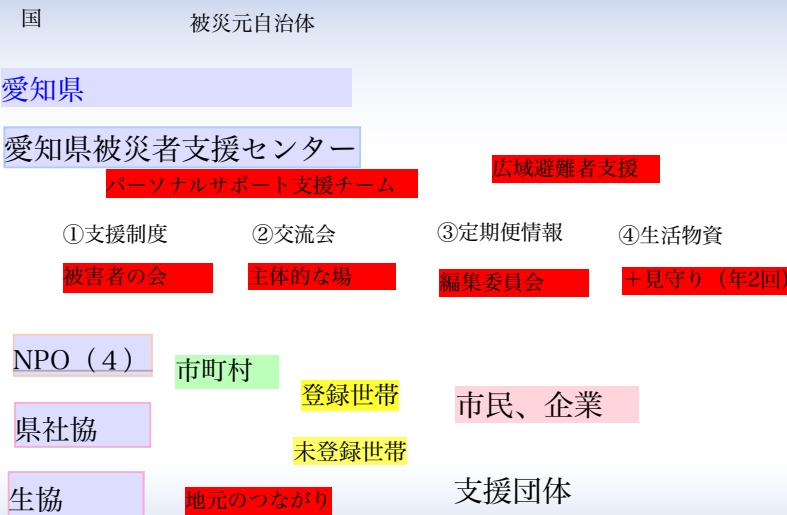


	11月12日	3月29日
岩手県	43世帯 78人	49 85
宮城県	122世帯 234人	124 243
福島県	316世帯 801人	317 804
その他	55世帯 128人	52 117
合計	536世帯 1241人	542 1249

茨木・栃木・東京・千葉・神奈川・埼玉・青森

JCN広島 2012.12.11
愛知県被災者支援センター
センター長補佐 向井 忍

愛知県被災者支援センター2012年の重点



2. 被災状況に応じた、一人ひとりの支援

(1) 愛知県受入被災者登録制度—生活物資のお届けで全世帯を知る

当事者：(手上げ方式)どこまでも自己責任

行政：登録時の情報—被災の個別的事実はわからない—声がなければ平穩?

支援者：どこに誰がどのようににを、がわからない

(2) 一人ひとりの立場にたつ—支援の側のすきまを埋めつづける

- ・「自己紹介をして終わる交流会」から当事者による交流の場
- ・「災害当事者」と「支援(者)メニュー」とのギャップ
- ・交流会に参加した人は3割。できない理由と事情。「私は参加対象でない」という思い
- ・もう「被災者」と呼ばれたくない。支援者の前では話せない。

(3) 自身の限界を自覚した補完的協働—新しい主体を見守る

それぞれの行動原理と判断基準

行政(公平性)

社協(対象)

NPO(専門性とミッション)

協同組合(組合員組織)

企業・大学(調査研究志向)・ボランティア・地縁組織・近隣

専門家の役割(関われる場面・役割の仲介・対象者への紹介)

3. 市町村エリア毎の継続的な支援につなぐ

(1) 海部県事務所管内の事例

(7市町村・7社協・コープあいち・支援センターによる相談会を定例化)

津島市—第1回交流会会場

—津島神社の天王祭・宵祭り炊飯席25席招待

—津島市に避難するいわき市の3世帯の交流会を企画

愛西市—第2回交流会会場—15部局・社協を含む「生活支援会議」を当初より設置

弥富市—第3回交流会会場—金魚組合による金魚すくい—歴史講話

あま市—第4回交流会会場—七宝焼体験・甚目寺観音の案内

蟹江町—第5回交流会の開催を相談中—温泉施設も候補に

大治町

飛島村—村より世帯分のお米(5トン)提供。さつまいも堀り交流会を村内で。

●最近の受け入れ世帯数と人数(海部・津島管内で16世帯34名)7月31日

世帯	人数	岩手	宮城	福島	その他
津島市(4)	(11)	1(1)	3(10)		
愛西市(4)	(10)	2(6)	1(2)	1(2)	茨城県・神奈川県
弥富市(2)	(5)		1(3)	1(2)	
あま市(2)	(2)	1(1)		1(1)	茨城県
蟹江町(2)	(3)		1(1)	1(2)	
大治町(2)	(3)		2(3)		
飛島村(0)	(0)				
小計(16)	(34)	0	4(6)	9(23)	3(5)
全体	537	1252	46/81	120/236	315/804 56/131

津島市 いわき市からの避難者、情報交換会



平成23年3月11日の東日本大震災により当津島市へ避難された方が5世帯みえますが避難者どうしの交流がほとんどできていない状況でした。

その5世帯のうち今回は福島県のいわき市からの避難者3世帯にはたらきかけ実施することになり、当日は(略)弁護士、司法書士、臨床心理士、また避難者の地元福島県名古屋事務所より職員の方及びコープあいちに参加していただきました。

津島市からは福祉課及び社会福祉協議会の職員が参加いたしました。3世帯方々はお子さん同伴で参加していただきましたので子供たちのために、社会福祉協議会より「おもちゃ図書館」等を開設していただき、子供たちどうしで交流を深めてもらいました。

情報交換会に参加された3世帯は、どちらかの両親が津島市及び近郊に実家がある方ばかりでしたので、自分達は「避難者ではないのではないか？」との疑問があり、色々の支援に対しては消極的になっていたとの話がありました。

交換会を進めることによりそのような疑問もだんだん解消されていくことがわかり、主催者としても交換会を開催して非常に良かったと思いました。

今後については避難者方と連携をはかりながら、少しでも津島市として協力できることがあれば、実施していきたいと考えております。

4. 当事者のつながりへの応援

(1) いっしょにやりますのつどい。当事者も支援者も。

「自主避難・中通り・母子の会をつくりたい」

- 自主避難の困りごとを支援者交えてワークショップ(豊橋市で)
- 生活面・経済面・権利面以上に、精神面の負担が突出し、共通
- 愛知県全域の方々に呼びかけ名古屋市で再現(話し合いは失敗)
- もう一度、地域別の開催に修正(岡崎市・一宮市・瀬戸市)

(2) 一通の手紙(2011年11月末)から

- 電話・訪問・思いを聴く
- 「参加できない思いの共通する方で集まれる場に」
- 「ゆるりつと会」第1回・第2回・第3回

→「気持ちを手紙に」呼びかけ冊子に。7000冊
→26通の返信。高齢者・地震と津波の被災者はお礼の訪問

→第2回で、ADRの説明(相談した体験を紹介して)
→第3回で、原発事故被害者の会(仮称)の呼びかけ・準備会開催

(3) おいでんプロジェクト、放射能から子どもを守るネットワーク

5. パーソナルサポート支援からの政策提言

「子ども被災者支援法の具体化のための提言」

弁護士会	(損害賠償制度の説明会、交流会に参加)
法テラス	(損害賠償制度の説明会・交流会に参加)
弁護士	(損害賠償制度の説明会、ADR、交流会に参加、訪問も)
司法書士会	(交流会に参加、市民向け公開講座)
臨床心理士会	(交流会の託児、交流会に参加、支援者学習会)
医療生協	(医療健康)(医師含む学習会)(内部被曝学習会と相談会)
社会学研究室	(被災者アンケート、分析と課題抽出、ヒアリング)
総務省中部管区行政相談室	(交流会に参加、市の相談担当者、アンケート)
愛知県社協	(市町村社協との連携、地域の見守り体制)
大学生協	
コープあいち	(生活物資お届け、交流会に参加、相談窓口等)
大学研究員	(いっしょにやりますのつどい担当)
NPO RSY	(防災、生活物資、JCN、市民会議など)
愛知県PT	(

素案準備しこれらの知見もとにパーソナルサポート支援チーム会議として提出

6. 長期化する日常支援力につなげていく

(1) パーソナルサポート支援チーム構想の出発点

- ー生活の個性(多様な全体)を支える社会的な連携を確立する
- ー大災害下での市民的関心を背景に、孤立した個人を支える社会体験を積む

参考：2012年愛知県健康福祉部とコープあいちの「地域支え合いモデル事業」
(地域・医療・大学の生協、農協)
(市町村、社協、地域包括支援センター)
(NPO、社会福祉法人、株式会社、ボランティア)
(自治会、民生委員)

(2) 機会を活かし、関係者が同じ事実を共有する場面を積み上げる

お米をお届けする高齢・独居世帯訪問チーム
(50歳以上、単身)36世帯を、支援センター、市町村担当者、社協担当者で
以上